

現行計画策定後の社会情勢の変化と広域化の状況

1. 社会情勢の変化

現行計画策定後（平成 25 年度以降）における法令・計画等の状況は表 2.1 のとおりであり、主な法令・計画等の内容を以下に示す。

表 2.1 法令・計画等の状況

年度	法令・計画等の状況
平成 25 年度	「一般廃棄物会計基準」、「一般廃棄物処理有料化の手引き」及び「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」改訂
	「第三次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定
	「廃棄物処理施設整備計画」閣議決定
平成 27 年度	「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」採択
	「家庭から排出される水銀使用廃製品の分別回収ガイドライン」発行
	「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施設の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」改正
平成 28 年度	「パリ協定」発効
	「一般廃棄物処理基本計画策定指針」改定
平成 30 年度	「第五次環境基本計画」閣議決定
	「第四次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定
	「廃棄物処理施設整備計画」閣議決定
令和元年度	「食品ロスの削減の推進に関する法律」公布
	「プラスチック資源循環戦略」策定
	「浄化槽法」改正
令和 2 年度	「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」公布
	「第 9 次埼玉県廃棄物処理基本計画」策定

1) 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ

平成 27（2015）年、150 を超える加盟国首脳に参加のもと「国連持続可能な開発サミット」が、開催され、その成果文書として「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択された。アジェンダには、17 のゴールと 169 のターゲットからなる「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げられている。



SDGs を物差しとしてこれに照らし合わせ、環境・社会・経済の地域課題の統合的解決の方向性の中にゴミ及び生活排水関連施策を位置づけていく必要がある。

2) 家庭から排出される水銀使用廃製品の分別回収ガイドライン

平成 25 年 10 月に「水銀に関する水俣条約」が採択され、水俣条約の国内担保法として平成 27 年 6 月に「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」が公布された。

これに伴い、水銀使用製品（蛍光管、ボタン電池、水銀体温計・温度計・血圧計等）が一般廃棄物として排出された際の取り扱いに関する留意点をとりまとめたガイドラインが発行された。

3) 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施設の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき定められる基本方針であり、第三次循環型社会形成推進基本計画の目標等を踏まえ、平成 32 年度（令和 2 年度）における、排出量、再生利用量（率）、最終処分量の目標を示している。

なお、令和 2 年 3 月 16 日に事務連絡が発出され、令和 2 年度は改定を行わないこと、令和 2 年度以降は第四次循環型社会形成推進基本計画等の目標を参考にして施策を進めていくことが示された。

4) 第四次循環型社会形成推進基本計画

令和 7 年度を目標年次とし、「1 人 1 日当たりのごみ排出量」を 850g/人・日、「1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量」（資源ごみ及び集団回収除く）を 440g/人・日、「事業系ごみ排出量」を全国値で 1,100 万 t/年（令和元年度と比較して 16%削減相当）とすることとしている。

また、第四次計画から新たに食品ロス量の指標が追加されており、家庭系食品ロス量及び事業系食品ロス量※を平成 12 年度比で半減することとしている。

※事業系食品ロス量目標値は、食品リサイクル法の基本方針で設定するとしており、当該基本方針にて家庭系ごみと同様に半減させることが示された。

5) 廃棄物処理施設整備計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき定められる計画であり、2022 年度（令和 4 年度）を目標年次とし、「ごみのリサイクル率」を 27%とすることとしている。

その他、最終処分場の残余年数、浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率など、施設整備に関する重点目標が定められている。

6) 食品ロスの削減の推進に関する法律

令和元年 10 月 1 日に施行された法律で、食品ロスの削減に関し、国や地方公共団体等の責務等を明らかにし、食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めている。

事業系食品ロスには、食品製造・卸売・小売業では「規格外品」、「返品」、「売れ残り」、外食産業では「作りすぎ」、「食べ残し」等が挙げられる。家庭系食品ロスは、「食べ残し」、「過剰除去」、「直接廃棄」となっている。

7) 浄化槽法の一部改正

単独処理浄化槽の転換と浄化槽の管理の向上を進めるため、法改正が行われた。

これに伴い、合併処理浄化槽を整備する際に活用できる「循環型社会形成推進交付金」において、対象事業が強化されている。

8) プラスチック資源循環戦略、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

令和元年 5 月、循環型社会形成推進基本法に基づき「プラスチック資源循環戦略」が策定された。基本原則を「3R+Renewable（持続可能な資源）」とし、リデュース、リユース・リサイクル、再生利用・バイオマスプラスチックについてマイルストーンを定めている。

プラスチック資源循環戦略のマイルストーン	
リデュース	➤ 2030 年までにワンウェイプラスチックを累積 25%排出抑制
リユース・リサイクル	➤ 2025 年までにリユース・リサイクル可能なデザイン ➤ 2030 年までに容器包装の 6 割をリユース・リサイクル ➤ 2035 年までに使用済みプラスチックを 100%リユース・リサイクルなどにより、有効利用
再生利用・ バイオマスプラスチック	➤ 2030 年までに再生利用を倍増 ➤ 2030 年までにバイオマスプラスチック約 200 万トン導入

[出典]「プラスチック資源循環戦略」(令和元年 5 月)

さらに、令和 3 年 6 月には、「プラスチック資源循環促進法」が公布され、令和 4 年に施行される予定である。法では、多様な物品に使用されているプラスチックに関し包括的に資源循環体制を強化し、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するための措置を講じることを示している。

これに基づき、今後は容器包装プラスチックとプラスチック製品の一括回収や、市町村とリサイクル事業者における中間処理の一体的実施など、大きな動きが予想される。

(市区町村の分別収集・再商品化の促進)

- ・プラスチック資源の分別収集を促進するため、容リ法ルートを活用した再商品化を可能にする。
- ・市区町村と再商品化事業者が連携して行う再商品化計画を作成する。

主務大臣が認定した場合に、市区町村による選別、梱包等を省略して再商品化事業者が実施することを可能にする。

[出典]「【概要】プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案」(環境省) より抜粋

9) 第 9 次埼玉県廃棄物処理基本計画

令和 7 年度を目標年次とし、「1 人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量」を 440g/人・日、「事業系ごみ排出量」を県全体で 451 千 t（平成 30 年度比 16%削減）、「1 人 1 日あたりの最終処分量」28g/人・日、「再生利用率」を 33.6%、「食品ロス量」を県全体で 240 千 t（平成 30 年度比 9.8%削減）とすることとしている。

2. 広域化の状況と一般廃棄物処理基本計画

本市と朝霞市とは、令和 10 年度から焼却施設及び不燃・粗大ごみ処理施設の稼働開始を目指している。また、将来的に全てのごみ種について広域化を検討していくものとしている。

「ごみ処理広域化基本構想」（令和 2 年 5 月／朝霞市・和光市ごみ処理広域化協議会）では、広域処理の業務範囲及びごみ減量化の目標について以下のとおりと定めている。

- 広域化は「中間処理」「資源化・処分」に関する業務を対象とする。
- ごみの収集・運搬については、両市においても地域コミュニティと密接な住民サービスと考えられることから、当面の間、広域処理の業務範囲に含めず、両市が協力して実施していく。
- 広域処理施設での中間処理後に発生する残渣物等の資源化・処分については、ごみ処理事業と一体的に実施していくことが効率的であることから、広域処理の業務範囲とする。

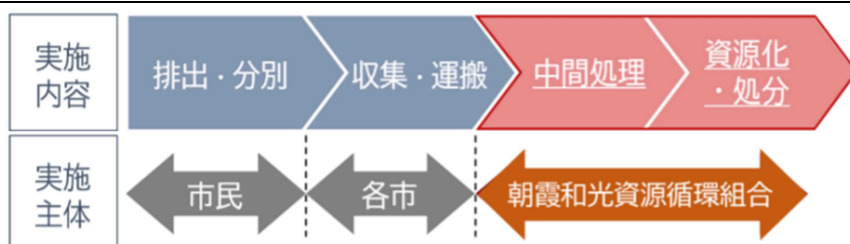


図 2.1 広域処理の業務範囲

ごみ処理広域化の対象となる「中間処理」「資源化・処分」を、図 2.2 に示す。本計画では、本市が実施する処理体制について定めるとともに、広域処理部分については朝霞和光資源循環組合と調整のうえ記載する。

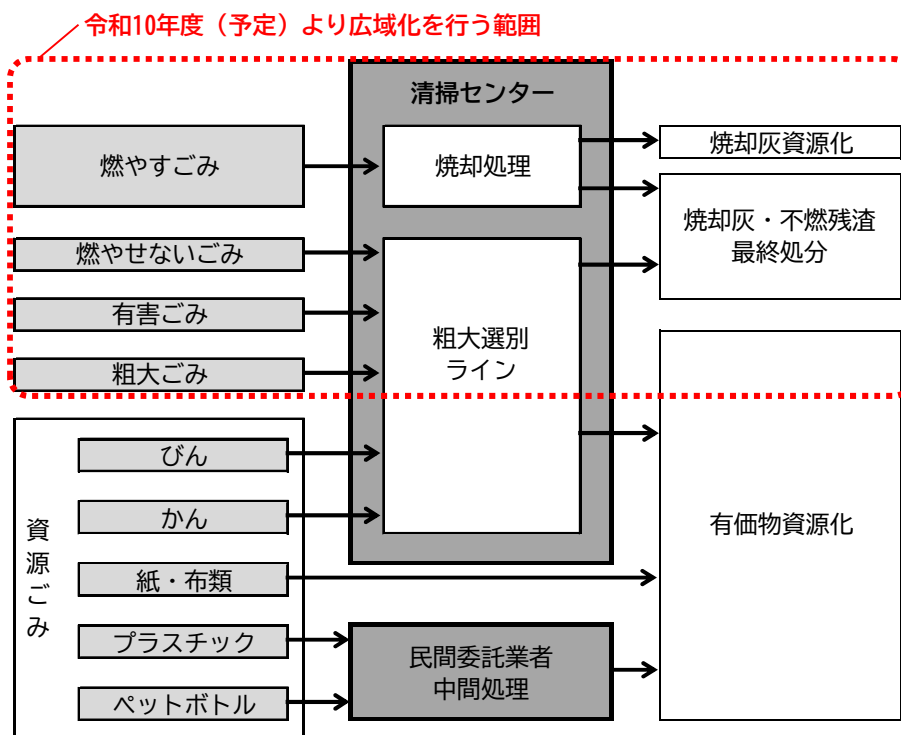


図 2.2 広域化を行う範囲

【数値目標（ごみ処理広域化基本構想）】

生活系ごみ：令和 10 年度の 1 人 1 日あたり排出量 529g/人・日（資源ごみを含む）
事業系ごみ：令和 10 年度の事業ごみ排出量 2,968t/年

図 2.3 ごみ減量化目標